

○山口県警察における外部通報等の取扱いに関する要綱

平成31年1月24日

山口警第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、山口県警察に対する外部通報等の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 公益通報者保護法に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外部通報 通報対象事実等（通報対象事実その他の法令違反の事実（山口県警察が処分又は勧告等の権限を有するものに限る。）をいう。以下同じ。）に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者又はその取引先の役員、これらに該当する者であったものその他の当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者が、当該通報対象事実等が生じ、又は生じようとしている旨を山口県警察に通報することをいう。
- (2) 外部通報・相談窓口 外部通報を受理し、及び外部通報に関連する相談（以下「外部通報関連相談」という。）を受け付けるための窓口をいう。
- (3) 主管課 通報対象事実等に対する山口県警察による処分又は勧告等に係る事務を補佐する警察本部の所属をいう。

(外部通報・相談窓口)

第3条 警務部警察県民課（以下「警察県民課」という。）に、外部通報・相談窓口を置く。

- 2 外部通報・相談窓口の事務に従事する職員以外の職員が外部通報又は外部通報関連相談（匿名又は仮名によるものを含む。以下「外部通報等」という。）を受けたときは、遅滞なく外部通報・相談窓口への連絡その他の適切な措置を講ずるものとする。
- 3 外部通報・相談窓口の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(外部通報の受理等)

第4条 警察県民課は、通報があったときは、誠実かつ公正に対応し、正当な理由がないのにその受付を拒んではならず、当該通報が外部通報に該当するか否かを判断しなければならない。

- 2 警察県民課は、前項の判断の結果、その通報が外部通報に該当すると認め、受理したときは、主管課に連絡するとともに、当該外部通報をした者に対して受理した旨を通知するものとする。ただし、外部通報をした者が通知を望まない場合、

匿名による通報であるため通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

- 3 警察県民課は、前項の規定による通知に当たっては、当該外部通報に関する秘密保持及び個人情報保護に留意しつつ、当該外部通報をした者に対し、当該外部通報に関する秘密は保持されること、個人情報は保護されること、外部通報の受理後の手続等を説明するものとする。
- 4 警察県民課は、第1項の判断の結果、その通報が外部通報に該当しないと認め、受理しないときは、当該通報をした者に対し、外部通報として受理しない旨及びその理由を遅滞なく通知しなければならない。
- 5 前項の場合において、山口県警察が通報対象事実等に対する処分又は勧告等の権限を有しないときは、当該通報をした者に対し、当該権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。

(調査の実施等)

第5条 主管課は、警察県民課から外部通報を受理した旨の連絡を受けたときは、当該外部通報をした者に対し、その対応を終えるまでに必要と見込まれる期間を遅滞なく通知するよう努めるものとする。

- 2 主管課は、前項に規定する連絡を受けた場合には、当該外部通報をした者が特定されないよう秘密保持及び個人情報保護に十分に留意しつつ、遅滞なく調査を行うものとする。
- 3 主管課は、適切な法令の執行の確保又は利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、外部通報をした者に対し、調査の進捗状況を適宜通知するとともに、調査結果を速やかに取りまとめ、遅滞なく通知するものとする。
- 4 主管課は、外部通報をした者に対して調査の進捗状況及び調査結果を通知したときは、その内容を警察県民課に連絡するものとする。

(受理後の教示)

第6条 主管課は、前条の規定に基づき調査を進める中で山口県警察以外の行政機関が外部通報に係る通報対象事実等に対する処分又は勧告等の権限を有することが明らかになったときは、当該外部通報をした者に対し、当該権限を有する行政機関を遅滞なく教示するものとする。

- 2 前項の場合において、主管課は、教示を行うに当たり、適切な法令の執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、当該外部通報をした者に対し、自ら作成した当該外部通報に係る事案に関する資料を提供することができる。
- 3 前2項の場合において、主管課は、権限を有する行政機関を教示した旨及び資料を提供した旨を警察県民課に連絡するものとする。

(調査結果に基づく措置の実施等)

第7条 主管課は、調査の結果、通報対象事実等があると認めるときは、速やかに

法令に基づく措置その他適当な措置（以下単に「措置」という。）を講ずるものとする。

- 2 主管課は、前項の措置を講ずるに当たっては、あらかじめ当該措置の内容を警察県民課に連絡するものとする。ただし、やむを得ない場合は、事後において速やかに連絡するものとする。
- 3 主管課は、外部通報をした者に対し、適切な法令の執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、措置の内容を遅滞なく通知するものとする。

（山口県公安委員会への報告）

第8条 警察県民課は、外部通報を受理したときは当該外部通報の内容を、主管課から調査結果及び措置の内容の連絡を受けたときは当該調査結果及び当該措置の内容を、遅滞なく山口県公安委員会に報告するものとする。

（秘密保持及び個人情報保護の徹底）

第9条 外部通報等への対応に関与した職員（外部通報等への対応に付随する職務等を通じて、外部通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、外部通報等に関する秘密を正当な理由がないのに漏らしてはならない。

- 2 外部通報等への対応に関与した職員は、知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 外部通報等への対応に関与する職員は、外部通報等への対応において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。外部通報等への対応を終えた後においても、同様とする。
 - (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限とすること。
 - (2) 外部通報等をした者の特定につながり得る情報（外部通報等をした者の氏名、所属等の個人情報、調査の端緒に関する情報、外部通報等をした者しか知り得ない情報等を含む。）については、調査等の対象となる事業者及びその関係者に対して開示しないこと（次号の場合を除く。）。
 - (3) 外部通報等への対応を適切に行う上で真に必要な場合であつて、外部通報等をした者の特定につながり得る情報を情報共有が許される範囲外に開示するときは、当該外部通報等をした者から書面、電子メール等による明示の同意を取得すること。
 - (4) 前号に規定する同意を取得する際には、当該外部通報等をした者に対し、情報共有が許される範囲外に当該外部通報等をした者の特定につながり得る情報を開示する目的及び当該情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、明確に説明すること。
 - (5) 外部通報等をした者本人からの情報漏えいによって外部通報等をした者が特定されることを防ぐため、外部通報等をした者に対し、情報管理の重要性について十分に説明を行うなど、その理解が得られるよう努めること。

(利益相反関係の排除)

第10条 職員は、自らが関係する外部通報等への対応に関与してはならない。

2 警察県民課及び主管課は、外部通報等への対応に当たっては、外部通報等への対応に関与する職員が当該外部通報等に係る事案に利益相反関係を有していないか否かを確認するものとする。

(外部通報等をした者の保護)

第11条 警察本部長は、正当な理由がないのに外部通報等に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員に対し、懲戒処分その他適切な措置を講ずるものとする。

2 警察県民課及び主管課は、外部通報等への対応を終えた後においても、当該外部通報等をした者からの相談等に適切に対応するとともに、当該外部通報等をしたことを理由として事業者から解雇その他の不適切な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、適切な相談先を紹介するなど、当該外部通報等をした者の保護に努めるものとする。

(意見又は苦情への対応)

第12条 警察県民課及び主管課は、外部通報等をした者から当該外部通報等への対応に関する意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

(外部通報等関係資料の管理)

第13条 警察県民課及び主管課は、山口県警察が保有する公文書の取扱いに関する訓令（平成13年山口県警察本部訓令第19号）に基づき、外部通報等への対応に係る資料を適切に管理しなければならない。

(準用)

第14条 第4条第2項ただし書の規定は、同条第4項、第5条第1項及び第3項並びに第7条第3項に規定する通知、第4条第3項に規定する説明、同条第5項及び第6条第1項に規定する教示並びに同条第2項に規定する資料の提供について準用する。